

サテライト事業所の人員基準（基準省令及び市基準条例に規定のとおり）

(1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

職種	サテライト事業所
管理者	本体事業所と同一
オペレーター	本体事業所及サテライト事業所のいずれかにおいて、常時1以上
定期巡回を行う 訪問介護員等	利用者に適切に定期巡回サービスを提供するために必要な数以上
随時訪問を行う 訪問介護員等	本体事業所及サテライト事業所のいずれかにおいて、常時1以上
訪問看護を行う 看護師等	本体事業所及びサテライト事業所全体で、常勤換算2.5以上
計画作成責任者	本体事業所と同一

(2) 夜間対応型訪問介護

職種	サテライト事業所
管理者	本体事業所と同一
オペレーター	(オペレーションセンターを通常の事業の実施地域内に1か所以上設置) 本体事業所及びサテライト事業所のいずれかにおいて、常時1以上
面接相談員	1以上（オペレーター、訪問介護員等、管理者との兼務可）
定期巡回を行う 訪問介護員等	利用者に適切に定期巡回サービスを提供するために必要な数以上
随時訪問を行う 訪問介護員等	本体事業所及サテライト事業所のいずれかにおいて、常時1以上
計画の作成	オペレーター又は面接相談員